

平成 17 年 4 月 1 日

各位

東京都千代田区麹町四丁目 8 番地
株式会社リサ・パートナーズ
代表取締役社長 井無田 敦
(コード番号：8924 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役社長室長 岡本浩和
電話番号 03(3511)5201(代表)

ストックオプション(新株予約権)の具体的発行内容確定に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 4 月 1 日開催の取締役会において、当社第 7 期定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的発行内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行日 平成 17 年 4 月 1 日(金)
2. 割当先 当社従業員 合計 34 名
3. 新株予約権の発行数 400 個とする。なお、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、1 株とする。
4. 新株予約権の発行価額 無償とする。
5. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 400 株とする。
6. 新株予約権の行使に際しての払込金額 1 株につき 385,910 円とする。

- 7 . 新株予約権の行使により発行
する株式の発行価額の総額 154,364,000 円
- 8 . 新株予約権の行使期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで。
ただし、行使期間の開始日が当社の休業日に
あたるときはその翌営業日を開始日とし、また
行使期間の最終日が当社の休業日にあたるとき
はその前営業日を最終日とする。
- 9 . 新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約
権者」という。)は、権利行使時において当社な
らびに当社の子会社及び関連会社の取締役また
は従業員、監査役或いは顧問その他これに準ずる
地位を保有している場合に限り新株予約権を行
使することができる。
新株予約権者が新株予約権の行使期間到来後
に死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を
行使することができる。
その他の条件は、株主総会決議および取締役決
議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結す
る「新株予約権割当契約書」に定めるところによ
る。
- 10 . 新株予約権の行使により株券を
発行する場合の当該株式の発行
価額のうち資本組入額 1 株につき 192,955 円
- 11 . 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の
承認を要する。

以上